

寒河江市公共浄化槽整備事業 実施計画

令和3年3月

寒河江市

目次

1. 基本方針	1
2. 計画年次	1
3. 事業対象	1
(1)対象区域	1
(2)対象家屋	1
4. 浄化槽の選択	2
5. 分担金及び使用料	2
6. 排水管の整備	2
7. 事業促進策	2
(1)排水設備等設置改造資金あつ旋及び利子補給制度の設置	2
(2)単独処理浄化槽の撤去費補助金制度の設置	2
(3)浄化槽整備促進事業費補助金の設置	2
8. 財政計画	3
(1)事業費総額	3
(2)財政制度	3
(3)整備目標	3
(4)計画額	3

1. 基本方針

本市の生活排水処理については、市民の生活環境及び公衆衛生の向上並びに身近な中小河川等公共用水域の水質保全を目的に、「寒河江市生活排水処理基本計画」を策定し、整備を進めているところであります。

本計画は、「寒河江市生活排水処理基本計画」に定められている、下水道整備区域以外の区域について、平成24年度から公共浄化槽（市町村設置型浄化槽）で実施する整備方針を受け、公共浄化槽整備事業の実施を円滑に進めることを目的に定めるものです。

2. 計画年次

「寒河江市生活排水処理基本計画」の目標年次である令和3年度から令和7年度までを計画年次とする。

3. 事業対象

(1)対象区域

対象区域は、下水道整備計画区域外の区域とし、名称については、浄化槽処理促進区域と称し整備する。

- ・柴橋地区（柴橋1～5、落衣1、落衣南町、内の袋を除く。）
- ・高松地区
- ・醍醐地区
- ・白岩地区（田代、幸生を含む。）
- ・その他必要と認める区域

(2)対象家屋

対象家屋は、住宅（共同住宅を含む。）、公民館等及び事業所とする。ただし、事業所の内、水質汚濁防止法に規定する特定事業所は除く。

4. 浄化槽の選択

公共用水域の保全及び農業用水等への影響を極力低減することを目指し、機種を選択(高度処理型浄化槽)を行うものとする。

5. 分担金及び使用料

公共浄化槽及び放流設備の設置費に充てるため分担金を徴収する。また、浄化槽の維持管理費に充てるため、使用料を徴収する。

6. 排水管の整備

浄化槽処理水の排水先については、農業用水と排水の分離を基本に、排水困難な地区を対象とした「寒河江市公共浄化槽排水整備計画」を策定し、本計画と並行して整備することにより、円滑な事業推進を行うものとする。

7. 事業促進策

(1)排水設備等設置改造資金あっ旋及び利子補給制度の設置

宅内の排水設備の設置及び既設汲み取り便所を水洗便所に改造するための支援制度として「排水設備等設置改造資金あっせん及び利子補給制度」を設置する。

(2)単独処理浄化槽の撤去費補助金制度の設置

本計画の整備促進に寄与するため、「単独処理浄化槽の撤去費補助金制度」を設置する。

(3)浄化槽整備促進事業費補助金の設置

公共浄化槽を整備する方の負担軽減のため「浄化槽整備促進事業費補助金制度」を設置する。

8. 財政計画

(1) 事業費総額

事業費総額については、対象地域の合併浄化槽未整人口 4,593 人(令和2年3月末)を基に、1基当たりの整備費135.1万円(年間60基の整備費積算 5人槽 1,080×30基+7人槽 1,212×25基+10人槽 1,482×5基+放流整備 60基 11,000千円=81,110)とした場合、浄化槽整備事業費総額は16.2億円となる。

(2) 財政制度

財政制度については、循環型社会形成推進交付金(国庫補助金)、下水道事業債(起債)及び分担金となる。また、補助対象外の財源については一般財源となる。

なお、財源の確保については、国の施策動向に柔軟に対応し財源の確保に努めるものとする。

(3) 整備目標

	計画基数	計画処理人口	整備予定年度	事業費見込
公共 浄化槽	300基 (60基×5年)	960人	令和7年度	405,550千円

(4) 計画額

(単位:千円)

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
総事業費		81,110	81,110	81,110	81,110	81,110
内 訳	交付金	20,511	20,511	20,511	20,511	20,511
	起債	38,800	38,800	38,800	38,800	38,800
	分担金	10,751	10,751	10,751	10,751	10,751
	一般財源	11,048	11,048	11,048	11,048	11,048